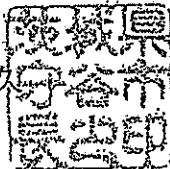


守谷市告示第 66 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、取手都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年6月2日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

道路（8・7・4新守谷駅自由通路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

守谷市御所ヶ丘一丁目、立沢字御所台の各一部

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画道路の変更(守谷市決定)

都市計画道路中8・7・4号新守谷駅自由通路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8・7・4	新守谷駅自由通路線	守谷市御所ヶ丘一丁目	守谷市立沢	守谷市立沢	約90m	地表式	—	3.5m	関東鉄道常総線と立体交差1箇所	歩行者専用道路
立体的な範囲		守谷市御所ヶ丘一丁目及び守谷市立沢の区間において、立体的な範囲を定める。									

「区域、構造及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由

本路線の事業実施にあたり、既設鉄道線路の安全性を最大限に確保すると共に、建設コストの更なる効率化を図るため、橋脚位置等の変更が生じることから、本路線を都市計画変更するものです。

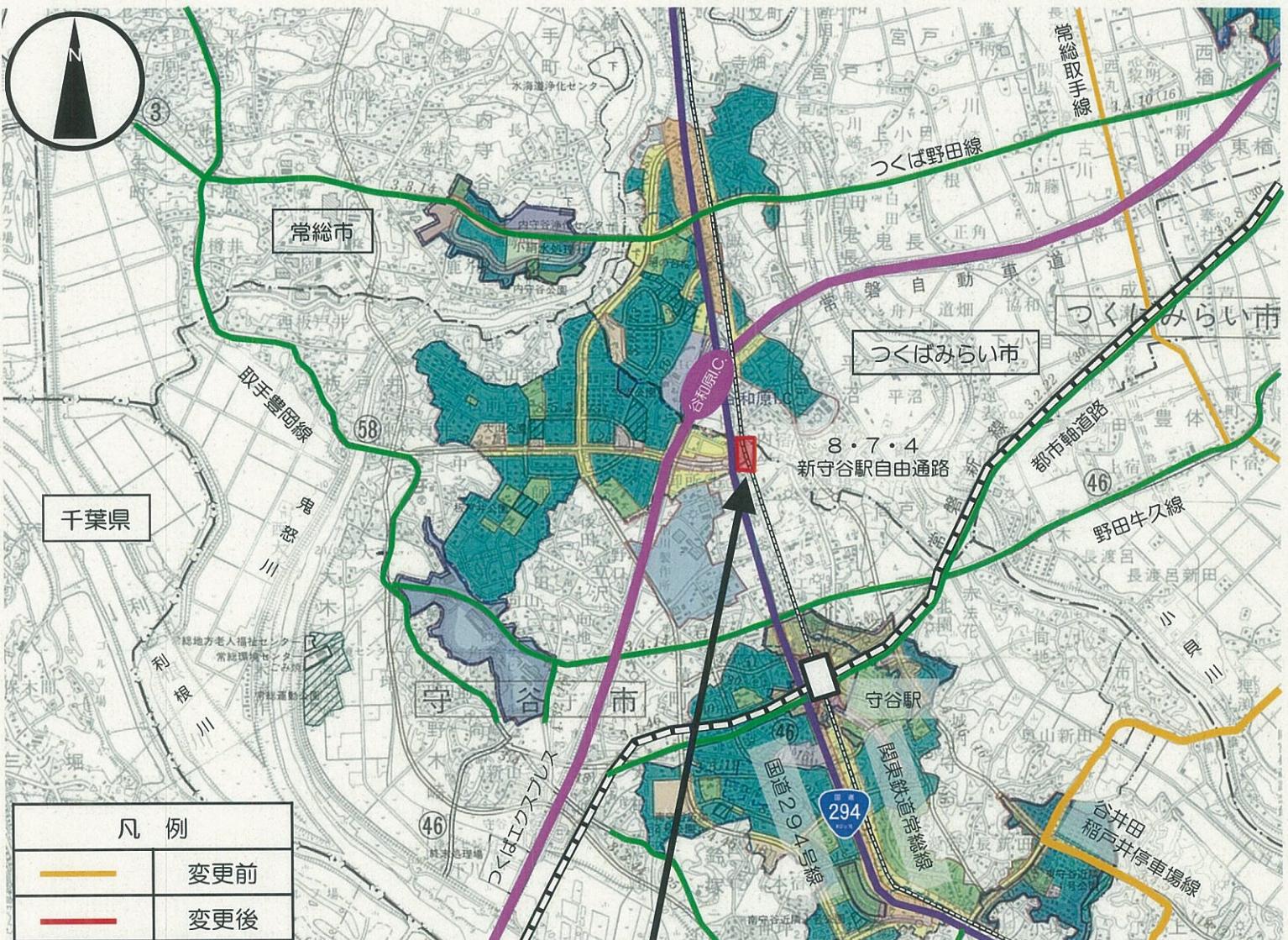
3. 新旧対照表

8・7・4 新守谷駅自由通路線

種別	名 称		種 別			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経路地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
新	特 殊 街 路	8・7・4 新守谷 駅自由 通路線	守谷市 御所ヶ 丘一丁 目	守谷市 立沢	守谷市 立沢	約 90 m	地表式	—	3.5m	関東鉄道常総 線と立体交差 1箇所	歩行者 専用道路
旧	特 殊 街 路	8・7・4 新守谷 駅自由 通路線	守谷市 御所ヶ 丘一丁 目	守谷市 立沢	守谷市 立沢	約 90 m	地表式	—	3.5m	関東鉄道常総 線と立体交差 1箇所	歩行者 専用道路

位置図

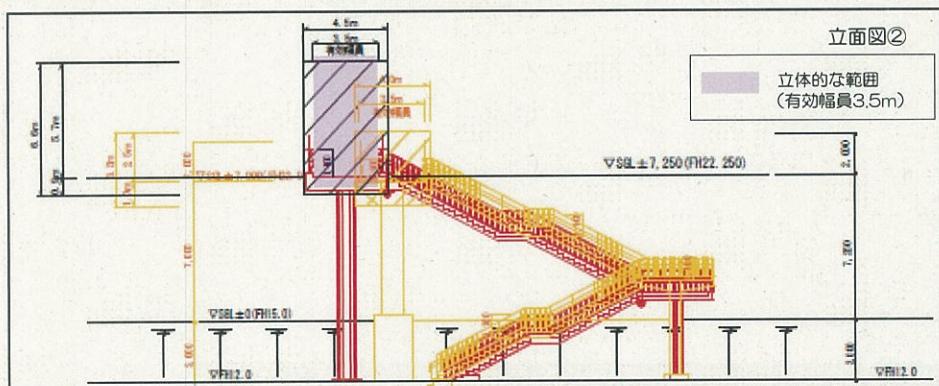
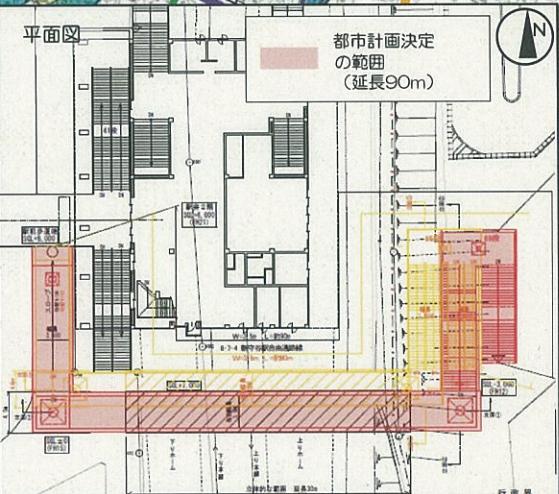
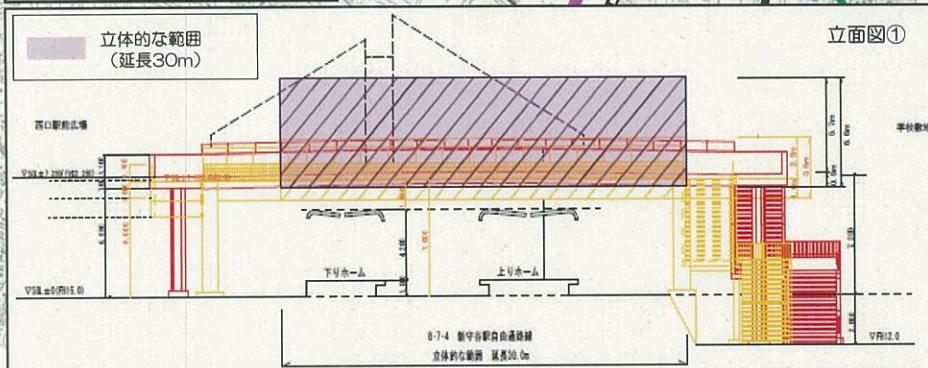
取手都市計画 8・7・4 新守谷駅自由通路線
道路の変更【守谷市決定】



凡 例

変更前

変更後



【決定理由】

事業実施にあたり、既設鉄道路の安全性と建設コストの効率性を最大限に確保するとともに、安全かつ快適な歩行者空間と交通結節点の機能強化を図るために、本案のとおり変更するものである。